

# 1号認定子ども利用者負担額表

(月額、単位:円)

階層区分	定 義	利用者負担額
多子カウント 18歳未満から 多子 小学校就学 カウント 前から	第 1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)
	第 2	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。)
	第 3	市町村民税所得割額77,100円以下の世帯
	第 4	市町村民税所得割額77,101円以上 211,200円以下の世帯
	第 5	市町村民税所得割額211,201円以上の世帯
		<b>無償化</b>

※別途、実費徴収となる給食費等は保護者負担となります。

※副食費の多子減免によるカウント方法は利用者負担額表の多子減免によるカウントに準拠します。